

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学事務椅子一式について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 6 日

長崎県公立大学法人理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量
長崎県立大学事務椅子 一式

(2) 調達物品の特質等
入札説明書による。

(3) 納入期限
平成 29 年 2 月 28 日（火）

(4) 納入場所
長崎県佐世保市川下町 123 長崎県立大学佐世保校事務室
長崎県西彼杵郡長与町まなび野 1-1-1 長崎県立大学シーボルト校事務室

(5) 入札の方法
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程(平成 17 年規程第 19 号)第 3 条の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第 2 条第 2 項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から 8 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から 8 の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2 の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、2 の(2)のイの資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4 の部局へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から 8 の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4 の部局とする。

（提出期限）平成 29 年 1 月 19 日（木）17 時 00 分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町 123

（名称）長崎県公立大学法人事務局総務課財務グループ

（電話）0956-47-2191

5 契約条項を示す場所

4 の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から平成 29 年 1 月 19 日（木）17 時 00 分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）4 の部局とする。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

- 8 入札・開札の場所及び期日等
(期日) 平成 29 年 1 月 27 日 (金) 13 時 30 分開始
(場所) 長崎県立大学佐世保校本館 3 階 312 教室
入札当日が悪天候 (大雨、台風接近等) 等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に 4 の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の 100 分の 5 の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額 (消費税及び地方消費税を含む) の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約 (契約金額の 100 分の 10 以上) を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 件以上締結し、その履行を証明するもの (2 件以上) を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
 - (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
 - (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第 5 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- 13 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) その他、詳細は入札説明書による。